

刑法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民以外の者の国外犯）</p> <p>第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。</p> <p>一 第一百七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）及び第八十一条（強制わいせつ等致死傷）の罪</p> <p>二 第八十九条（殺人）の罪及びその未遂罪</p> <p>三 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪</p> <p>四 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪</p> <p>五 第二百二十四条から第二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等、未遂罪）の罪</p> <p>六 第二百三十六條（強盜）及び第二百三十八條から第二百四十一條まで（事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死）の罪並びにこれらの罪の未遂罪</p> <p>（条約による国外犯）</p>	<p>（新設）</p> <p>（条約による国外犯）</p>

第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

第四条の二 前三条に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

二 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）

改正案	現行
<p>第一条ノ二 銃砲又ハ刀劍類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 前二項ノ罪ハ刑法第三条、第三条の二及第四条の二ノ例ニ従フ</p>	<p>第一条ノ二 銃砲又ハ刀劍類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 前二項ノ罪ハ刑法第三条及第四条の二ノ例ニ従フ</p>

三人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（国外犯） 第五条 第一条の罪は刑法（明治四十年法律第四十五号） 第三条、第三条の二及び第四条の二の例に、前三条の罪は同法第二条の例に従う。</p>	<p>（国外犯） 第五条 第一条の罪は刑法（明治四十年法律第四十五号） 第三条及び第四条の二の例に、前三条の罪は同法第二条の例に従う。</p>